



諮問第3041号  
平成24年3月29日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣 川端 達夫



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第21条第1項の規定に基づき、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間において、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対して適用する基準料金指数を、別紙のとおり設定することとしたい。

については、同法第169条第2号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

別紙

特定電気通信役務の種別 (電気通信事業法施行規則第19条の4)	東日本電信電話 株式会社	西日本電信電話 株式会社
音声伝送役務(第1号)	92.7	92.7
音声伝送役務であって第一種指定端末系 伝送路設備のみを用いて提供されるもの (第2号)	100	100